

# 総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

総務文教常任委員会会議録

本日の会議 平成 2 9 年 7 月 2 8 日  
招 集 場 所 長与町議会議場（第 1 委員会室）

出席委員

委 員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	分 部 和 弘
委 員	浦 川 圭 一	委 員	中 村 美 穂
委 員	金 子 恵	委 員	喜々津 英 世
委 員	山 口 憲 一 郎	委 員	堤 理 志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	課 長 補 佐	細 田 浩 子
--------	---------	---------	---------

説明のため出席した者

総 務 部 長	荒 木 重 臣		
企画財政部長	久保平 敏 弘		
(政策企画課)			
課 長	荒 木 隆	課 長 補 佐	福 本 美也子
係 長	尾 田 光 洋	主 査	伊 藤 央
教 育 次 長	帯 田 由 寿	教育委員会理事	金 崎 良 一
(生涯学習課)			
課 長	山 口 利 弘	課 長 補 佐	和 田 久美子
主 任	小 川 恵 祐		
(学校教育課)			
指 導 主 事	上 野 公 洋		

本日の委員会に付した案件

所管事務調査

- ・学習支援について（土曜授業の取り組み、地域と学校の連携事業、コミュニティスクール等）

- ・学校教育におけるICT活用について
- ・公共施設の複合化とその取り組みについて
- ・乗合タクシー（コミュニティバス）について

開 会 9時30分

散 会 11時58分

## ○委員長（岩永政則委員）

定足数に達しておりますので、ただいまから委員会条例第14条の規定に基づき、ただいまから総務常任委員会を開会をいたします。

早速1の所管事務調査を議題といたします。はじめに乗合タクシーコミュニティバスについて説明を求めます。

荒木政策企画課長。

## ○政策企画課長（荒木隆君）

皆様おはようございます。本日の1点目のテーマでございます乗合タクシー、コミュニティバスについてということでございます。資料は本日お手元にお配りしておりますとおり、長与町地域公共交通網改善計画概要というこのA3、1枚もの。それからなるほど！！公共交通の勘どころ概要版というA4のつづりですね。それと道路運送法の事業区分とコミュニティバス導入のポイントという3種類となっております。

公共交通につきましては、昨年度、地域公共交通網改善計画を策定いたしまして、去る6月議会において、地域公共交通会議の設置条例、それから予算に関して議決をいただいたところでございます。今日は改めて計画の概要を御説明をするとともに、今後、具体的に進めていくに当たっての考え方というものをお示しをしたいと思います。

まずは資料を1つ目、地域公共交通網改善計画概要をお開きください。本町の公共交通につきましては、全国的に見た場合に一定充実しているということが指標として示されているものの、役場など町内の主要公共施設へのアクセス性が不足している地域ですとか、路線バスのバス停から一定の距離があつて、かつ急傾斜地で利用が不便な地域などが存在をしている状況でございます。また、中心部の土地区画整理事業も進行しまして、新しいまちの拠点形成されようとしております。本計画はそうした状況や将来のまちづくりの動向を踏まえまして、町内の公共交通利用に関する課題を分析し、解消のための既存路線バスの再編見直しですとか、新たな公共交通システム等の導入可能性を検討し、実現に向けた方策を示すものでございます。

まず課題の分析ですけれども、青い表のところ3点お示しをしております。1点目が交通不便地区の抽出でございます。一般的な基準でございますバス停から半径500メートルという円で描きますと、本町の住宅密集地を概ねカバーをしているという状況でございます。これをバス停から半径300メートル以遠かつ標高50メートル以上の急傾斜地で、バスの進入が困難な住宅密集地という条件で抽出をいたしますと、中尾団地について対策を検討する必要があるというふうに考えているところです。さらにバス停から半径100メートルということで設定をいたしますと、道の尾団地と自由ヶ丘団地が該当すると考えられるところでございます。

次に2点目の路線バスのルートと目的地から見た課題では、そこに掲げております5点のルートやダイヤの不足が見られるというものでございます。これにつきましては、以前実施をいたしました公共交通に関するアンケート結果、これが3点目の課題で上げ

ておりますけども、その結果と同様の傾向にあるということをごさいました。要するに客観的に見たルート、ダイヤの不足と住民の皆様が感じてらっしゃるルート、ダイヤの不足が概ね同様の傾向だったということをごさいます。こうした課題を踏まえまして、今後、検討をする将来の公共交通ネットワークを概念図として資料の左下にお示しをしております。これを実現するために6つの重点事業ということで右側に掲載をしておりますけれども、黄色い部分です。まず1点目が、新市街地形成榎の鼻地域に合わせた既存路線体系の見直し、2点目が交通不便地区の解消のための新交通システム導入の検討。これが具体的に申し上げますと中尾団地、道の尾団地、自由ヶ丘への乗合タクシーの導入検討、試験運行というものでございます。3点目が町内アクセシビリティ向上のための町内循環線等の新設検討。4点目が連携中枢都市圏の実現を支える広域循環線の導入検討。5点目が定住都市としての機能強化を実現する通勤時間帯のアクセス強化の検討。6点目が全般にわたってですけど、利便性の高い公共交通ネットワークの構築ということで掲げております。これは6点を大きく分けますと、既存サービスの改善というものと、2点目で申し上げました新たなサービスの導入検討と2つに分けることができると思いますが、それぞれこれから国が示す手引き等に沿って進めていきたいと考えているところでございます。

そこで2つ目の資料になりますけども、なるほど！！公共交通の勘どころというものです。表紙をめくってその裏側になりますけれども、まずは既存サービスの改善に関する考え方でございます。本町内のバス路線につきましては、今のところ町の財政負担はなくバス事業者に運行をしていただいているという状況でございまして、既存サービスの改善については、バス事業者の協力が必要不可欠ということでございます。これまでバス事業者との協議、長い間の中でさまざまな検討ですとか調整の結果、現在のような形に至っているということでございますので、大きく簡単に改善、変更というのは難しいかと思えます。ただ今回、新たな商業施設の立地ですとか、住宅地の形成などに伴うルートの見直し、それから通勤時間帯の改善というものに一定御対応をいただいているところでございます。その他についても課題、今回分析をいたしましたその結果ですとか、住民のニーズに踏まえてダイヤ、ルートの見直しについて引き続き協議をしてみたいと考えております。

次のページでございます。こちらの方が必要なサービスの確保という観点から、まずは先程申し上げた既存サービスの見直し、これには交通事業者に最大限の力を発揮をしていただくという位置づけになろうかと思えます。その中で既存サービスの見直しで対応できない場合に新たなサービスの導入を検討していくこととなります。今回でいけばバスの進入が困難であるという地域に対して、乗合タクシーの導入を検討していくという位置づけでございます。その際は、地域の状況ですとか、需要などを踏まえていろいろある運行形態の中から最適なものを選択することが重要とされております。移動需要が極端に少ないエリアなどでは、タクシーの利活用の可能性もあるというふうに記載が

されております。導入に当たっては、あらかじめ利用が少なかった場合の見直しのルールを定めて、地域の方々と合意形成を図っておく必要があること。その上で改善が見られない場合は、廃止も視野に入れておく必要があるとされております。

次のページになります。新たな公共交通のサービスを導入するに当たっては、そこに書いてあります4つのポイント、運行形態、ルート、ダイヤ、運賃、それから使用する車両、運営の方法から検討する必要があります。それぞれ留意点が示されているんですけども、詳しい内容については別の資料で御説明をいたします。

次のページ、最後のページになりますけれども、こちらがその公共交通の検討、それから取り組み体制を整えるということで、多様な主体が連携をして協働し進めていくことが基本とされております。町はその中心的な役割を担う旗振り役として、交通事業者は地域公共交通をよりよいものにしていくパートナーとして、また、住民とのパイプ役の自治会長ですとか、生活の実態をよく御存じの民生委員などの関与ももちろん重要であるということ。それから学識経験者、県や国の機関の助言、場合によっては民間コンサルタントを活用しながら進めていくということになっております。そのような関係者が協議をする場として、地域公共交通会議が道路運送法により位置づけられているということになっております。今御説明した資料、国土交通省の九州運輸局が出している公共交通の進め方という資料でございます。

合わせて、3点目の資料、これも九州運輸局から発出されてるものですが、コミュニティバス導入のポイントということで、これについては2年前の所管事務調査でも同じものを御提示をしておりましたが、分かりやすい資料でございますので、改めて御説明をいたしたいと思っております。まず表紙をめくっていただきまして、1ページ、コミュニティバスの定義ということで、緑色の部分に書いてありますとおり、基本的にコミュニティバスは道路運送法を根拠法令として運用をされておまして、交通空白地域または不便地域の解消等を図るために、市町村等が主体的に計画し運行するものという位置づけになっております。その種類として、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス、乗合タクシーもこれには含まれております。それと市町村自らが自家用有償旅客運送車両の登録を受けて行う市町村運営の有償運送というものがございまして。その下段の黄色い部分は、法的な要件とそれぞれの許認可手続に関する留意事項が記載をされております。

次の2ページにまいります。こちらの方が道路運送法は様々な運行形態についての規定がなされているんですけども、これを体系的に示したものになっております。御案内のとおり大きくは事業用の緑ナンバーと自家用の白ナンバーがあるという中で、バス事業者等に委託して運行する場合は上段の緑色の部分になっています。有償の旅客自動車運送事業という法的な名前、位置づけで、輸送の対象者としては誰でも乗せて運送することができるということになってます。その右側に3段になってますけど、1番上が乗合バス、中段が貸切バス、下段がタクシーということで、こうした事業者に対して

コミュニティバスまたは乗合タクシーの運行委託が可能ということになっております。1番右はその運行形態でダイヤやバス停、あらかじめ定めた路線バス形態の他に、必要な場合にのみ路線運行を行う不定期運航と区域運行を行うデマンドといった形の運行形態がございます。基本的にコミュニティバスと乗合タクシーは、車の形状は異なりますけれども、根拠法令は同じということになっております。下段の黄色い部分ですけども、こちらが市町村自らが車両を保有して運行する場合で、これは自家用の白ナンバーになります。コミュニティバスや乗合タクシーの運営方法としては、この2つがあるんですけども、やはり安全の確保というものが最優先でございまして、国土交通大臣の許可を受けた事業者、要するに上の緑の部分による運行を考えることが国としても基本というふうにされているところで、本町もこうした事業者への委託による試験運行を想定しております。

次の3ページでございまして。3ページは表になっておりますけれども、今申し上げた体系図が表になったものでございます。右側に市町村の関与という欄がございますけれども、市町村は運行の委託ですとか、運行費の補助、その他地域公共交通会議を主宰とありまして、ここでは路線や車両数、運賃の合意を図っていくものでございます。その右側の標準処理期間というものは、国の許可に係る手続に要する期間が書かれておりまして、通常3か月、地域公共交通会議の合意があればそれが1か月短縮されるというふうになっております。

次の4ページでございまして。事業計画、運行計画という表になっておりまして、現時点では路線定期運行、1番左の列なんですけども、あらかじめ定めたルート、停留所、時刻での運行を想定をしております。その導入に当たっては委託を受けた事業者が、事業計画、運行計画、路線図というものを作成して、国の許可を受ける必要がございます。

次に1つ飛びまして6ページです。協議会という見出しがありますけれども、上段に地域公共交通会議がございます。その設置の目的としては、地域の住民の生活に必要な旅客運送の確保、その他の旅客の利用の増進を図るために必要な一般乗合バス事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うとされております。会議を主宰するのは市町村長、構成メンバーは記載のとおりですが、本町では先の6月議会に参考資料としてお示しをしました規則におきまして、この内容を定めているところでございます。

次に少し飛びまして9ページからになりますけれども、ここからがコミュニティバス、乗合タクシーを導入するときのチェックポイントといいますか、留意すべき点でございます。1点目の乗合バスは地域の重要な交通インフラです。これは既存のバスのことなんですけども、苦しい経営環境におかれている事業者が多い中でも、地域公共交通を担う公共交通機関として頑張っていってほしいということです。2点目が乗合バスを基本とした整合性のとれたバランスのよい交通体系を目指しましょう。既存の乗合バスを基本に全体としてバランスのとれたネットワークを整備することが重要とされております。3点目の運送事業者への委託を基本に検討しましょう。これは先程申し上げたとおりで

ございます。4点目の地域公共交通会議で協議しましょう。これも先程申し上げたとおりでございます。

続いて10ページ、1点目の路線区域については、乗合バスと競合しないよう注意しましょう。既存路線バスの経営に支障が出るようなコミュニティバスとか乗合タクシーの導入は控えましょうということでございます。それから使用する車両、車両数について検討をすること。バス停は乗合バスとの乗り継ぎを考慮しましょうということで、あくまでもコミュニティバスは、既存バスの補完的な役割という位置づけでございます。

続いて11ページ。1点目は先程と同様、乗合バスと競合しないようにということで、2点目が運行の基本となる運行形態、系統、運行回数、時刻を検討しましょう。3点目が運航の安全を考え運転手の勤務に注意しましょう。旅客を運ぶ運送事業については、安全確保が最重要事項ということでございます。

続いて12ページです。1点目がコミュニティバスの運賃について。地域公共交通会議において協議していくこととなりますけれども、2点目以降、不当な競争が行われることにならないか、必要な経費が確保できているかと、あと持続的に運行が可能かという点に十分留意をする必要があるということでございます。

最後のページとなりますけれども、運行主体の選定、乗合バスの事業者、貸切バス事業者、あるいはタクシー事業者の中から最適な事業者を選定する必要がございます。乗合タクシーの場合、乗車定員が10人以下の車両を使用する乗合バス事業になりますので、許可の取得が必要となっております。2点目が留意すべき事項として、委託事業者の選定にあたっては運行経費の多寡のみを基準にしない。運行経費はもちろんですけれども、収益拡大策ですとか、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力といったものを総合的に判断して、事業者の選定をすべきというものでございます。以上のような国の指針ですとか留意事項を踏まえまして、これから乗合タクシーの導入を検討をしていくことを考えております。先般、地域公共交通会議の開催などの支援業務について長崎地域政策研究所、シンク長崎の方と委託の契約締結を行いました。現在、バス事業者、2事業者でございます。それからタクシー事業者、これも2事業者でございます。それと警察へ本町の計画の概要の説明、それに関する意見聴取というものを実施をしているところでございます。資料の説明は以上でございます。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明がただいま終わりましたが、資料の先程ちょっと課長からもありましたように1枚目のこの概要については29年度当初予算の審議時にも配布をされましたね。皆さん、この原文は見ていただいておりますものと思います。それから次のなるほど云々というのは、初めて配布を今日されたということ。それからコミュニティバスのポイント、これはちょっと課長も言いましたように平成27年9月15日、前総務委員会の委員のメンバーの所管事務調査で配布をして説明された資料なんです。そういう区分けでまとめて今日は3種類提示をいただいておりますので、それぞれ説明がありましたので、質

疑を受けていきたいというふうに思います。

質疑何かございませんか。順序よくいきますとこの概要について何か質疑があれば何でも結構ですから出していただきたいと思います。ありませんか。

無いようでしたら次のなるほど！！公共交通の勘どころ、これは運輸局が出しておるようですね。無いですか。先程ちょっと説明がなかったんですけども、現在の当初予算の執行から3か月が経過をしようとしておりますけれども、その間、何か予算上のもので先に進んでおるものがあれば若干説明していただければ、簡単でも結構ですから。現状を。

荒木課長。

#### ○政策企画課長（荒木隆君）

この地域公共交通につきましては、3月末にこの計画を策定したところで、当初予算には特にその経費としては計上しておりませんでした。先の6月議会において補正予算をお願いしたところで、こちらの方が地域公共交通会議の開催に係る報酬等、それからその開催支援をいただく委託料というものでございました。先般、先程も軽く触れましたけれども、長崎地域政策研究所の方にその支援をいただくということで契約を締結をいたしました。契約金額としては49万6,800円、業務の内容としましては、公共交通会議の開催支援の他に乗合タクシーの試験導入に伴う事務の支援ということでございます。専門的な立場からその補助をお願いをしているところでございます。現在、バス事業者、タクシー事業者、それから県警、こちらの方にそれぞれ出向きまして、計画の内容を御説明するとともに意見を聴取するという。それからタクシー事業者に関しましては、乗合タクシーの実証実験、試験運行にかかる少し詳細といえますか、こんな形で考えてますということをお示しした上で、それが可能かどうかというお話を伺ってまいったところでございます。今後、その会議の開催に向けて委員の調整等を図ってまいりたいと考えております。以上です。

#### ○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。含めて。

山口委員。

#### ○委員（山口憲一郎委員）

ちょっと確認をさせてください。この1枚目の概要の方で中尾団地と道の尾団地、自由ヶ丘、これが試験運行をするようになっていたと思うんですけど、いつごろからやるとですか、試験運行。

#### ○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

#### ○政策企画課長（荒木隆君）

可能であれば今年度中にスタートをしたいと思っております。試験運行も短期間というわけいきませんので、例えば半年とかを設定をして検証して、その後その状況によって本

格運行をするかどうかという流れになってこようかと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

イメージがよくわからないので質問をさせていただきます。この導入のポイントの10ページに乗合バスと競合しないに注意しましょうということで、3番目に乗合バスとの乗り継ぎを考慮しましょうということで、ここを読みますと例えば先程の概要の中にある中尾団地、道の尾団地、自由ヶ丘ということでもありますけども、10ページ、私のイメージではこの団地の中に入って行って最寄りのバス停まで乗せて行く、そういう運行になるのかなというイメージをしたんですが、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今、浦川委員おっしゃるとおり、例えば道の尾団地であれば1番高いところから団地をずっと下りて来て、今度自由ヶ丘に上がってそこから最寄りのバス停、今想定してるのは、道の尾の西友の前ですね。そこに行けばその途中に例えば駅に寄ったり、そして最終地点がそこであれば今度は乗り継いでどちらにも行けるとそういうふうな想定をしております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

団地ごとにもし想定があれば中尾団地についてもちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

もしこの計画の概要版じゃなくて、本編といいますか、6月の議会でお配りをしておりますのがあれば27、28ページをお開き願えればと思います。

道の尾、自由ヶ丘は先程申し上げたとおりで、中尾団地については長与中学校から下りてきたところから団地の中に入って、団地の中を通過してNTTの交換所か何かございますよね。あそこから出てきて中央商店街の中を通過して、イオンタウンに出るというふうなルートを考えています。これも榎の鼻の結節点とかそういったものを通過して乗り継ぎを考えております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

すいません、細かいことまで聞きまして。そうすると中央商店街の方に下ってきて途中で降りれるようになるんですか。例えば駅に行きたい方もいらっしゃると思うんですよ。そういう方はもう途中で降りて駅まで歩くという形ですよ。そういうことですね。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今申し上げたルートというのは私どもで想定をしているルートですので、実際に地域の方々とお話をしながらルートがそれでいいのか。あと今おっしゃられたようにいわゆるバス停といいますか、どこで乗降するのかというのも設定をしてみたいと考えています。その設定した場所で乗り降りをする。駅に行かれない方は最寄りのバス停でというような運行を考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程試験運行の計画として、29年度に実施するという御説明がありましたが、できればもう少し詳細な計画というのがお示しできないのかなと。もちろん公共交通会議の中で議論してその期間がどうなるかというのもある。確定的なことは言えないというのは重々承知なんです。例えば町として考えているのは、秋口もしくは年を越してぐらいで試験運行するような形になるとかですよ。そのあたりをもう少し、もちろん確定的なことじゃないという前提で大体どのくらいの時期になりそうだというのが、もちろん町の計画ですけどもいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

委員おっしゃるとおり相手もあることだし、会議の進捗によってもっていうところもあるんですけども、今想定しておりますのが、公共交通会議を経て、その後、資料の中でも申し上げました国への許認可申請、これが2、3か月要するというございます。この申請を年内にまずはできたらなと思っております。ですので、早ければどれぐらいですかね、その認可次第で2月とか、3月とかのスタートになるのかなということ今想定しております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にありませんか。もう全体の資料に関わって結構です。無いですか。いいですか。それじゃあ質疑が無いようございますので、質疑を終了をしたいというふうに思います。次に2点目の公共施設の複合化とあと1点ですね。公共施設の複合化とその取り組みについてを議題としていきたいと思っております。

荒木課長説明を求めます。

#### ○政策企画課長（荒木隆君）

2点目のテーマでございます。公共施設の複合化とその取り組みについてということでございます。資料につきましてはA3版の公共施設劣化状況調査について。資料1と右肩に書いてあるもの。それとA4の資料2、学校施設と他の公共施設との複合化に活用できる国庫補助等の2種類でございます。

本町においては、昨年度、公共施設等総合管理計画を策定したところでございまして、その過程で本町に現存する複合施設は、まず、ふれあいセンターと健康センター、それから勤青ホーム、社会福祉協議会、町営駐車場、この3つの複合施設。それと上長与児童館、ニュータウン防災センターというものがあるということをお示ししておりました。また、今後の公共施設の複合化に関する基本方針を計画の中に記載をしておりまして、まずは改めて今後の複合化に関する基本方針について御説明を申し上げます。

計画をお持ちでございましたら、76ページをお開き願いますでしょうか。こちらの方が公共施設等の管理に関する基本的な考え方ということで、(6)に統合や廃止の推進方針といたしまして、施設に対するニーズを的確にとらえて更新を行う場合には単一機能での建替えを基本とするのではなく、機能の集約化、複合化の可否について検討をします。その際には、財政負担の状況も勘案しながら各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについても検討し、施設の機能水準の見直しを合わせて行うものとするとしております。

また、79ページでございます。79ページには、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針という部分で、(2)の再分類の活用方法というところになるんですけども、公共施設の集約化、複合化の検討を行う場合は、同じ所管に属する施設間のみならず所管が異なっても集約化、複合化についての検討が求められること。それから地理的に近い施設同士の集約化、複合化であれば、これまでの利用者に与える影響が少ないと考えられるため積極的に検討をするということにしております。

それから86ページ。86ページに保有している施設の簡易評価の結果をマトリックス図としてお示しをしております。4つのエリアに分けてるんですけども、その中で更新検討、緑色と言いますか青と言いますか、右下の分ですね、こちらに該当する施設は、改修、更新のほか、他の施設への集約化や複合化により施設の機能を維持しながらも総量縮減を検討するものというふうに位置づけをしております。ただこの評価結果は機械的なものでございますので、実際には、まちづくりの観点も含めて今後検討をしていきますが、具体的に検討するに当たっては、まず建物の状況を把握する必要があるということから今年度公共施設の劣化状況調査というものを実施をしております。こちらが本日お配りしておりますA3の資料でございます。5月24日に10者による指名競争入札を実施をいたしまして、東亜建設技術株式会社が落札し2,210万7,600円で契約の締結を行ったところでございます。業務工程は表のとおりで工期は11月30日ま

でとなっております。主な調査の内容は、右側の⑦番劣化状況調査というところにお示しをしておいで、建物の本体については、躯体や屋根、外壁、内壁、天井、床の状態それから建具やバリアフリーなど部位ごとの目視調査を行うように予定をしております。その他、電気設備、機械設備、防災設備、昇降設備については、これまでの定期点検等の記録により評価を行うというふうに考えております。さらに一部の施設につきましては、長寿命化のための躯体構造調査としまして、コンクリート調査も合わせて実施を予定をしております。それらの結果を点数化をしまして、長寿命化や更新、除却などの優先度評価を行うとともに、概ねの目標年数を設定をして、事業費の試算も行いたいと考えております。この調査結果を踏まえまして、また、財政状況も勘案しながら施設の今後の方向性というものを検討する中で、先程お示しました総合管理計画に基づいた複合化の検討を行うとともに、個別施設計画の策定につなげていきたいというふうに考えております。国におきましても、この複合化の検討というものは重要と位置づけておきまして、2つ目の資料になりますけれども、例えば文部科学省においては、学習環境の向上に資する学校施設の複合化のあり方について、報告書が取りまとめられておきまして、これを進めるためにその支援策として、その資料2に掲げるような補助制度も用意をされております。1つ目が公立学校施設の大規模改造、余裕教室の事業として子育て支援施設や高齢者福祉施設に転用するために必要な工事、これに対する補助。2点目が公立学校施設の地域・学校連携施設整備事業。こちらは新築、増築の場合なんですけれども、生涯学習活動や地域の人々の交流の場を備えたコミュニティの拠点としての複合化というものについて、補助を準備がされているというものでございます。この他にも資料の裏面になりますけれども、学校施設との複合化が考えられる公共施設に関する補助制度というものがございます。本町では、以前から洗切小学校の一部教室を放課後児童クラブ施設に転用をしておりますけれども、今年度、この表でいう下から4番目の放課後児童クラブ、子ども・子育て支援整備交付金を活用しまして、これを整備拡充をする予定となっております。その他の国の支援策としまして、次のページでございますが、公共施設等の適正管理の推進ということで、公共施設等適正管理推進事業債（仮称）となっておりますけれども、こういった起債もあるということでございます。公共施設の長寿命化ですとか、他の用途への転用、除却などにも活用はできるんですけども、その中でも集約化、複合化については、交付税の措置率が50%であるとか優遇がされているというふうになっております。現段階では、先程申し上げた公共施設の劣化状況調査を行いながらそれと並行して、2点目で御紹介したような補助制度ですとか、そういった情報収集をしているところでございます。まだまだこの他にもあるかもしれません。一部の紹介にとどまりますけれども、今後こうした情報も踏まえて、施設の方向性を検討する中で、総合管理計画に基づいた複合化についても検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。それじゃあ質疑を受けたいと思います。資料は3枚ありますですね。どなたかありませんか。無いですか。いいですか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

1つだけ質問したいことがあるんですけど、今、御説明いただいたのは既存の施設ということで説明をいただいたわけですけども、今後はいつになるか分からないけれども、図書館建設というそういうふうに入っていくわけですけど、図書館を建設するに当たっての複合施設化というか、基本構想を策定するに当たってそういうふうな話が委員の中から出たのか、そういうことも検討の課題としてテーブルに乗せていくのかっていうところをまだ先のことなので未定とは思いますが、考えられるのかという点をちょっとお聞きしたいです。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

この総合管理計画については、全ての公共施設を対象にというふう考えておりますので、具体的に建設、整備の段階となったときには、当然、図書館についても他の施設との複合化というのにも検討、視野に入れて検討してまいるというところでございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

久保平部長。

**○企画財政部長（久保平敏弘君）**

私の方から若干補足をさせていただきたいと思います。過去における一般質問の質疑の中でも国において図書館整備に対する補助金というのが、もう既に無くなってしまっている。考え方としては、基本的にもう充足しているという国の判断によるものようです。そういう中で図書館を単体で整備するというのは本町の財政状況をもってしては、とても現実的ではないと私どもの範疇では今考えております。一方で複合施設の話がありましたが、国はこれに民間活力の導入といいますか、PFI民間事業者を絡めることによって、より効果的な、ですから公共施設同士の複合施設だけではなくて、これに例えばショッピングセンターであったりとか、可能性の話なんですけど、そういったことも想定しながら国はそういう方向に誘導しようとしております。そういう情報収集もしておりますが、仮に、長与町は町が今変容しつつあります。動線も変わりつつあります。長与町の強みとしてやはり購買力もたくさんありますし、若い人が多いと。そういった地域特性を最大限生かしながら何らかの整備をするとした場合はそういった可能性も視野に入れながら、今後、検討が必要であるのではないかと考えてる次第です。

以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

他にありませんか。いいですかね。いいですね。それでは質疑ありませんので、以上

で質疑を終了をしたいと思います。先程申し上げましたように久保平部長並びに荒木課長、担当者の皆さん方に心から感謝を申し上げて終わりたいと思います。

10時35分まで休憩いたします。

(休憩 10時21分～10時34分)

#### ○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

3番目になりますが学習支援について、土曜授業の取り組み、地域と学校の連携事業、コミュニティスクール等の説明を求めます。

山口生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長（山口利弘君）

それでは3番目の学習支援について御説明いたします。

はじめに土曜授業の取り組みについてですが、資料1の①をお開きください。長与町では、ながさき土曜学習推進事業の助成を受け、高田地区公民館で小学生の押し花講座を、勤労青少年ホームで小学生の楽しく学ぼう英会話を実施しております。この事業は子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の人材や特色を生かした体系的、継続的な教育プログラムです。資料1の②に押し花講座の平成28年度実績を載せております。10人の受講生が年10回、延べ72名の参加がっております。次に資料1の③をお開きください。英会話の平成28年度実績を載せております。1年から2年生までの低学年生が受講者19名、年10回で延べ161名の参加がっております。3年生から6年生までの高学年生が受講者21名、延べ199名の参加がっております。次に資料1の④をお開きください。押し花講座の平成29年度事業計画を載せております。13名の受講者があり、年10回開催する予定にしております。次に資料1の⑤に英会話の事業計画を載せております。もう先日、年10回の講座が終了をしておりますが、1年生から2年生までの低学年生が23名で、延べ198名の参加、3年生から6年生の高学年生が16名の受講者で、延べ131名の参加がありました。

次に学校の連携事業ですが、資料2の①をお開きください。長与町では、長崎つ子を育む地域・家庭教育力向上推進事業を平成28年度から指定を受け、洗切小学校を指定校として事業を実施しております。この事業は、学校支援会議の活性化による学校、家庭、地域の連携、協働における活動の充実を目的とした事業でございます。洗切小学校では、学校支援会議、洗切の会へボランティア組織などに加入してもらうなど、組織の改編を行うとともに、子供のメッセージとして「3つのあ、あいさつ、あるき、あとしまつをしっかり実行します」を作成し、メッセージの共有や具現化に努めております。また、学習支援として放課後洗切ふれあい塾を開設し、毎週水曜日の1時間、4年生以上を対象に学習支援活動や体験学習を実施しております。資料2の②に洗切ふれあい塾の平成28年度の日程表を載せております。6年生3人、5年生8人、4年生15人で29回開講いたしまして、延べ627人の受講がっております。次に資料2の③をお

開きください。平成29年度の計画を載せております。6年生3人、5年生6人、4年生10人で38回を開講予定をしております。今年度は体験活動としまして、夏の虫や植物、夏休み植物採集教室や英語活動を新たに取り入れております。

次にコミュニティスクールですが、資料3の①をお開きください。これは長崎県が策定しております長崎版コミュニティスクールのリーフレットですが、県としましては現在組織されております学校支援会議を発展拡充させ、コミュニティスクールへ移行する方針を示しています。1ページをお開きください。コミュニティスクールにつきましては、学校運営協議会制度を導入して社会総がかりでの教育の実現を目指すものとしております。次に、効果につきましては、持続可能な仕組み、社会総がかりでの教育、目標ビジョンを共有した協働活動を挙げております。既に組織化されている学校支援会議については、学校評議員会や学校関係者評価委員会などの機能を整理統合して、段階的にコミュニティスクールへ移行することとしております。次に地域コーディネーターについてその役割として情報の共有化を図るとともに、地域住民への助言や援助などとしております。次のページをお開きください。ここではコミュニティスクール設立のための準備の紹介や壱岐市霞翠小学校での活動事例を紹介しております。長与町では現在、平成32年度におけるコミュニティスクールの設置に向け、教育委員会内でワーキンググループを組織し、毎月協議を行っております。現状につきましては、学校運営協議会規則を作成しているところでございます。

以上簡単ですが説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただいまから質疑を受けたいと思います。ずっとページを追っていきましょうか。まず、土曜学習の取り組み、推進事業の資料の1の①ですね。これと次のページの実績2枚ですね。勤青と高田公民館ですね。29年度の計画、4枚目ですね。それと次が1の⑤ですね。ここまで一応整理をしながら質疑を受けていきたいと思いますが、何かありませんか。いいですか。無いようでしたら次に行きたいと思いますが、いいですか。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

資料1-③の勤青ホームの方でやられてる部分なんですけど、低学年、高学年それぞれ募集数よりも受講者数が多いということは、それだけニーズが多かったと思うんですけども、募集よりも多かった場合、極力受け入れ、定員いっぱいっていうことでやってるんじゃないかと、受け入れをされたというふうに理解してよろしいでしょうか。

#### ○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

#### ○生涯学習課長（山口利弘君）

応募者が多かった場合につきましては、講師の先生と相談いたしまして、受講できる

人数まではお受けするというふうなことでしております。

○委員長（岩永政則委員）

別にごさいませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

28年度は英会話と押し花講座、この2つをされたわけですけれども、今後いろんな面、他の自治体とかよそをみると料理教室だったり、地元の人を交えての会をもったりというふうな取り組みをされているところもあるようですけれども、今後、講座の幅を広げていくというふうな計画はおありなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

それにつきましては可能であれば広げていきたいと考えておるところなんですけれども、講師の先生の問題もあります。また、夏休み短期講座とか子供講座についても別に開講しておりますので、当分はこの2講座で行きたいというようなことで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

これ講師料なんですけれども、こちらの方が関係するというのはあるんですか。講師料っているんですか。もちろんお支払いされてると思うんですけれども、そちらの方の予算的なものというのはどうなってるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

講師料ということで、通常の講師の方に1時間3,000円、補助員の方1,500円お支払いをしております。これにつきましては補助事業なんですけれども、補助対象単価が講師の方で2,200円、それで補助員の方で1,480円というふうなことで、その差額については町の単独で負担をしているところでございます。ちなみに平成28年度におきましては、報償費が21万2,000円の支出を行っております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。次に学校との連携事業、資料2の①ですね。次の②、③ここまできましましょうか。コミュニティスクールの前3枚。なんかございませぬ。いいですか。

それじゃ次に行きます。ながさき版コミュニティスクール、これは県のパンフレットのようなのですが、3の①この資料ですね。先程の説明では長与町は32年度を目標に現在まで話を詰めておるといような説明があったようですが、そういう理解でいいですよ

ね。質問ございませんか。いいですか。それでは質疑が無いようでございますので、質疑を終了をさせていただきます。生涯学習課は以上でございますが、関連があると思えますので、同席をされますか。

それじゃあ続きまして（４）というか、学校教育におけるICT活用についてを議題としたいと思います。説明を求めます。

金崎学校教育課長。

#### ○教育委員会理事（金崎良一君）

それではお手元の資料、長与町立学校教育の情報化推進計画というこれ横に見る資料がお手元にありますでしょうか。本年度から33年度までということで、教育委員会事務局学校教育課の方で策定をいたしました計画です。これに基づいて説明をさせていただきます。全体としましては、国の動向についての説明をさせていただいた後に、本町においてどうかというふうなこと、他の比較も含めてお話をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。

学習指導要領が改訂をされました。最終的には2020年オリンピックの年から全ての学習指導要領を執行するというので、今、国の方が進んでおりますが、この中で新しい時代に必要となる資質能力の育成と学習評価の充実ということを軸にこの学習指導要領が改訂をされております。大きく言うと細かく3つ書いてありますが、何ができるようになるかということ。青色で囲ったところです。そして、何を学ぶかということ。そしてどのように学ぶか。この3つが大きなところでいうとポイントになってきます。何ができるようになるかということ。これは方法論ですけどもこういったことでの方向性があっております。それをもとにページをご覧ください。アクティブラーニングというふうにもう表現をした方が、今市民権を得てるような状況ですが、学習指導要領の方では、主体的、対話的で深い学びというふうに、いわゆる片仮名用語というのがそぐわないということでこのように訳されておりますが、今まではこのアクティブラーニングということで準備がずっと始まっております。それとICTの活用について、これが今回の学習指導要領の改定の大きな柱の1つかなというふうに思っております。そこでアクティブラーニングというのは、上の方の囲ってるところの主題に主体的な学び、対話的な学び、深い学びというふうに3項目で書いてありますが、これについての学び方を変えていくというふうに変えていきたいと思います。この主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングとICT活用についてですが、少しここ読ませていただきますが、略の後です。情報活用能力の育成を図るため各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材、教具の適切な活用を図ること。あわせて各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施することというふうな

ことがあります。その中のア、イの中で児童がコンピュータで文字を入力するなど学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動、もう1つは、児童がプログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動というふうにして、こういったことを中心に、主体的で対話的で深い学びということを展開をしていくことという学習活動が明示をされました。

そこで3ページをお開きいただきたいんですが。では、そのアクティブラーニングの視点に立った学習プロセスの過程でのICT活用の効果的な活用の例、先程は学習の内容を示しましたが、その他にこれはその絵のイメージで見ていただきたいんですけども、左側上の方は、他校の児童生徒、社会人あるいは海外の方々とそうやって対話をしながら授業を進めていくというような授業がもういろんなところでの実験のケース、あるいは具体的な授業として展開をもう現にされております。こういったことであるとか、あるいはその右側、協働での意見の整理というのがありますが、グループで学習をしながら意見を集約をして整理していくのをタブレットのところでもとめているような絵がありますけども、そういったところであるとか。あるいはその左下のところで課題の把握、情報をみんなで共有をしていく。先生が説明をしながらみんなで話し合いをしてるような絵がありますけども、こういうふうに提示をするというところ。あるいはずっと右側に行きまして、まとめたことを発表するというふうなところで、子供たちが画面のところで発表しているようなイメージがありますがそういった学習、こういったイメージで学習をしていって、今まで机に座って先生の授業を同じ方向で聞くというようなスタイルではなくて、こういったことを展開していこうという中に、どうしてもICTの活用が外せなくなってくるというところがあるかというふうに思っております。

そこで4ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。ここから全国の状況と本町の状況等を交ぜながらお話をさせていただきます。ICT活用によって今度はその学力の向上というところですが、何よりも学校は勉強するところであり、学力を向上させるところでもありますので、このICTの活用が学力の向上につながらなければ、それは意味をなさないものかなと思います。では、どういうことに使ってるかといいますと、まず、1項目に学習に対する児童生徒の興味関心を高めるという点で、例えば、その下にこれ長与中学校の全て写真なんですけども、音楽の授業の中で音符のところからテレビのところであっていきと、それに合わせて音が鳴っていくというようなそういうふうな学習のソフトであるとか。あるいはデジタル教科書であるとか、そういったものが今、活用されています。あるいは2項目の児童生徒一人一人に課題を明確に掴ませるという点で、先生が具体的に手元で書いたものが、提示されるというふうなこともあるような実物投影機あたりを使って、それをそのまま大画面に投影したり、テレビに投影したりすることができます。

あるいは3点目ですけども、これは体育の授業あたりで分かりやすく説明したり、児童

生徒の思考や理解を深めたりするということですが、例えばマット運動の写真がありますが、これは実際にマット運動をタブレットで撮って、それを見ながら自分の改善しなきゃいけないところを見て、さらにそれをやっていくというところがすぐにできるという点です。

4点目ですが、学習内容をまとめる際に児童生徒に知識の定着を図るところで、様々なものの使い方あたりを継続的に見れるように。よく聞き逃したりするような、授業の中で聞き逃したときにもう置いていかれるようなことがあります。それを再度見れるようにしておいて、例えばベルトサンダーの使い方はこうです。よって説明をした後に、聞き逃した生徒が実習中にタブレットを置いて、そのところをクリックするともう1回そこが見えて、それに基づいて実習ができるというふうなことで徹底を図ることができる。こういったことを実際やっております。

そこで5ページをご覧ください。では、ICTの活用によって学力が向上できたかどうかというふうなところなんですけども、この表の右上のほうをご覧くださいんですが、長与中学校の平成27年度の入学生の1年生と2年生のときのNRT標準学力検査、これは4月に実施する検査です。入学してすぐの時に、つまり小学校の6年生までの学習で測定をした検査なんですけど、その検査の値と2年生になった時の検査の値というのが、右肩上がりになっているところが見れるかと思いますが、長与中学校は御存じのとおりタブレットが県の事業によって100台導入されて、積極的にやっている県のいわゆる核になっている学校です。そこがこういうふうな上がり方をしているのは、1つはやっぱりICTの活用もその要素の1つにあるだろうというふうに考えられます。また、その下の方の熊本県内の公立の小中学校ですが、熊本県は全国でも随分早くにICTには注目、あるいはもっと早いところでは、いわゆるコンピュータの導入にも早く取り組んだいわゆる先進県であります。ここがいわゆるタブレットのパソコンを使った事例でテストの正答率を比較をしたところ、赤が活用があり、そして灰色の部分と見比べると、そこが活用がないところなんですけども、それを比較したところ赤のグラフの方が高いということが分りますので、ICTタブレットPCを活用した方が、学力の定着というのは大いに図れるというふうな状況です。それと考えると長与中学校が右肩上がりになったのは、そういうふうに推測できるかなと思いますので、ICTの活用による学力の向上というのは、十分に効果があると考えられます。

6ページをお開きください。そういった中で、長与町の現在の小中学校のICTの環境の整備の状況についてお話をさせていただきます。現在、職員室の方は公務用のパソコンというのが教員1人1台ずつ貸し出しをされてます。そして校務用のサーバーとしまして、共有のホルダーあるいは公務の支援のシステムあたりがそこに入っているものが用意をされてます。パソコン室があります小中学校全て、パソコンが40台、教師用のパソコン、パソコンに必要なサーバー、プロジェクターがあります。普通教室ですが、校内のLANが引かれてまして、どこでもインターネットが利用できるような状況にな

っています。また、大きな画面のテレビが全てに入っています。電子黒板が長与中学校は全教室に入っていますが、長与第二中学校は6台、高田中が4台、各小学校1台ということで、ちょっとそこだけ矢印の下のところのくくりを見ていただきたいと思いますけどもそんな状況です。実物投影機ですが、各校においてまちまちで6台から18台とまちまちになっています。また、タブレットのパソコンですけども、長与中学校の方が100台、二中と高田中学校はありませんが、今回の補正で45台ずつ長与中学校も含めて入ることで、議会にて承認されたとかかなというふうに思っています。長与小、南小が20台、その他の小学校が10台タブレットのパソコンが入っております。というような状況です。

そこで下の方も見ていただこうかと思えます。教育用のコンピュータ1台当たりの児童生徒数は、長与町は4.3人、長崎県が4.4人、全国は6.2人で、長与町が全国に比較すると高い方とは考えられません。また、普通教室の電子黒板の整備率の方は39.2%で全国よりも高い方になっております。普通教室の無線LANの整備率ですね、有線ではつなぐことができますが、無線LANの整備率は21市町中の11位の16.8%となっております。というところが、今、長与町の小中学校のICTの現状です。

7ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。学校におけるICTの環境整備の目標を教育委員会事務局の方で立てました。7ページの右下のほうの階段になっている普通教室のICT環境整備のステップのイメージというのをご覧いただいてよろしいでしょうか。ステージの1という一番低い階段の方ですが、普通教室の中に大型の電子黒板があって、各教室にパソコンが1台あって、そこに無線LANがついているというのをステージ1と考えました。ステージの2が電子黒板があって、グループに1台可動式のパソコンがある。そして無線LANがある。あるいは個人のフォルダがある、いうふうなところをステージの2。ステージの3が、電子黒板があって、学びのスタイルによって1人1台の可動式のパソコンがある。無線LANがある。ステージの4で、1人1台可動式のパソコンがある。いわゆるタブレットが1人1台持つてるというふうなイメージなんですけども、こういったのをしてるんですが、次期学習指導要領に向けては、このステージ3のところ整備が必要かなというふうに今考えておまして、長与町学校教育課としては、ここに向かっていろんなところの準備をしているところです。

そこで、そういった点で上を見ていただきたいと思いますけども、目標とされている水準を言います。教育用パソコン1台当たりの児童生徒数を教育振興基本計画で目標にしているのは3.6人、長与町の現在4.3人ですので、長与町はこの目標からすると水準を上回っております。コンピュータ教室の台数が40台、長与町も40台でこれも基準と同じ、各普通教室も1台、1台、特別教室が6台で、長与町は3台から30台ですので、これは各学校によって違います。設置場所を限定しないコンピュータが40台に対して、今のところ無いところと100台というところですが、ただし45台入るところが出ましたので、そうすると小学校のところでは足りてないところもありますが、基準にはだいぶ近くなってるかなというふうに思っています。電子黒板と実物投影機は1学級当たり1

台ですが、長与町は今現在38%電子黒板が、実物投影機が67%です。超高速インターネットの接続及び無線LANの整備率が100%を目標にしていますが、高速インターネット100%、無線LANが17%、校務用のコンピュータ、これは教員1人1台、これも教員1人1台なので、これは基準を満たしているというふうな状況です。こういったところから右側の方の2020年というのは、先程申し上げましたけども、これに向けても教育の情報化に関する懇談会というのが設けられて、そこにおける整備がありますが、そこに向かって次に行くのかなというふうに思っております。このところが今の国が目標とするところと、本町の現状はこういうところです。

8ページをお開きください。長与町立の教育の情報化推進計画としまして、変化の激しい社会、とりわけ急速に発展する情報化社会に適切に対応し、自立した生活ができるため確かな学力を身につけた児童生徒の育成というのをするために、やはりICT活用というのは外せないとかかなというふうに思っておりますので、これについては、ICT活用による授業の改善、あるいは情報活用能力の育成、校務の情報化、こういったものを今進めていってる、これに取り組んでるようなところでございます。すいません、早くなりますが9ページをお開きください。そういうことを基に5か年の計画としまして、平成29年から33年度の5か年の計画を立てているところです。学習指導要領等は青い背景で示しておりますが、パソコンのICTの方は、これについて小学校中学校共通でこういうことができたかなということまで含めて計画を立てているところです。10ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。これがイメージです。やっぱり教室には黒板があって、大型の提示装置があって、教師用のタブレットがあって、児童生徒へのタブレットが1台あってというところが、国が提示するようなイメージかなというふうに思っておりますが、こんなふうな教室になったらなと思っております。11ページをお開きください。ICT環境整備に係る地方財政の措置としまして、教育のIT化に向けた環境整備の4か年計画というのが、26年から29年度こういったことがありまして、財政措置額というための資料ですので、こういった水準等についてこんなふうにしたらということがここにはあっておりますが、先程と重なる点がありますので、ここではもう省かせていただきます。少し長くなりましたが、以上で説明を終わらせてもらいます。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただ今から質疑を受けたいというふうに思います。資料も結構多いんですけども、どこからでも結構です。全体で質疑を受けたいと思います。何か無いですか。いいですか。

課長。

#### ○教育委員会理事（金崎良一君）

説明の修正をさせていただきます。7ページをお開きください。第2期教育振興計画で目標とされている水準の教育用PC1台当たりの児童生徒数ですが3.6人で長与町が4.3人ですが、低い方がいい数字ですので、これは説明のミスです。失礼しました。

○委員長（岩永政則委員）

1台を3.6人使うのと4.いくらだから多く使うわけですからね、低いという解釈ですもんね。

他に質疑ありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

市内の学校とかで聞きますと、長与町はICT化も非常に進んでいる方だということをお伺いはしたんですけども、今の中学3年生から次の大学受験のシステムが変わる。もう昨年ぐらいか、もう数年変わってはきているんですけども、大学に実際入ると全てコンピュータでのやりとりっていうようなものがもう普通になっている。そういうことも踏まえて、とにかくICT化すれば便利になることはもう十分分っておりますし、小学生中学生の方が私たちよりも吸収する力はものすごく素晴らしいと思いますので、子供たちの方がより早くたくさん環境っていうか、整えた方がいいし、電子黒板も先生方の板書書きの時間よりもより授業を充実させるということだと思います。そういった面も含めてのこういった取り組みということで解釈してよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎課長。

○教育委員会理事（金崎良一君）

はい、今、委員御指摘のとおりそういったことも含めて、こういった取り組みをしたいというふうに考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

全教室無線LAN化を30年度に、これは30年度に一気にやりたいということで書かれてるんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

金崎課長。

○教育委員会理事（金崎良一君）

30年度には、それが整うようにしていきたいというふうな希望もあります。加えていきますと、今回議会の方で補正を通していただきましたが、そのところで中学校は全てこれが29年度に達成することができます。あとは小学校ということになります。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ICT化の推進ということで先の議会の中でも、タブレット、iPadを整備していくということで御説明がありましたけれども、そのときの説明で、例えば長与中学校では、Windowsのタブレットを導入してたんですが、今後のiPadの方に切り換えていくということで、その理由として、1つが確か無料のアプリが活用できるとか、いくつか御説明がありましたが、私もよく理解不十分で今までWindowsタブレットを使うことで、例えば先生たちがWindowsで一定研修をされて、今度iPadになりますと一定使い勝手が、似てはいると思うんですけども、一定違ってくると思うんですね。ですから、またそういった先生方の負担があるのと、それとそういうiPadにするということによる利点ですね、このあたりがどういったことが、要するにiPadに切り換えようとされたところをもう少し詳しく御説明いただければというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

金崎課長。

○教育委員会理事（金崎良一君）

iPadにつきましては、無料のアプリが多いというふうなことに加えて、iPadは、そのアプリを審査をする、非常にセキュリティが強く審査をしますので、これについてセキュリティをかける必要がありません。そういった点で、Windows機を使った場合とiPadを使った場合は、iPadの方がランニングコストとしては安くなるというところが1点、非常にいい点というふうに思っています。

2つ目は、WindowsとiPadにつきましては、iPadの方がいわゆる使いやすいという点で非常に優れている。Windowsについては、おっしゃられたようにいくつか使い方を学ばなきゃいけないところもございます。現在、長与中学校の方では、100台を使うのにiPadを子供たちが使うための練習の時間というの設けております。でも、iPadになりますとそういった時間というのは、ほぼ使う設定する必要がなくなります。そういう点で、使いやすい点での負担やロスが少なくなるという点で、iPad選定をいたしました。加えて、その負担が生徒だけではなくて、先生たちについても研修をずっとしていつてるんですが、そういった負担も使いやすいというために少なくなるという点です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは他にございませんか。いいですか。いいですね。それでは質疑を終了をいたしたいと思います。帯田次長はじめ教育委員会の皆さん方には御説明ありがとうございました。感謝申し上げます。以上で所管事務調査を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開をいたします。

レジメの②行政視察についてを議題といたします。まず1つ、皆さん方のお手元に差し上げておりますが、行政視察についてということで、主旨、委員会の活動の活性化と町行政のさらなる振興発展のために行政視察を実施する、と調査期間、それから調査事項及び行政視察先ということを書いております。このとおりでいきたいというふうに思っておるんですが、まず確認をその前にしたいと思うんですが、経過につきまして簡単に申し上げますと、6月13日のこの総務委員会の協議時に、研修の時期は10月の第1週の4から6日、または翌週の11日から13日とするという協議をさせていただきました。なぜ2つしたかといいますと、事務局であたる場合にこの日しかだめだということであれば相手方もありますので、複数日を設けてするという趣旨からそういう形に希望をみんなで取って集約をしたわけなんです。それで先方の相手先もあり事務局で先方にあたるということになっておりました。そういうことで確認をしたいと思っておりますけれども、そのとおり理解をしてお互いいいでしょうか。いいですね。そういう確認をしたいというふうに思います。いいですね。したがって、これを基に行政視察を実施するという点について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは全員異議なしということで、開催することに決定されました。いいですね。そこで、視察の期間については先程申し上げましたように10月の第1週ないし第2週で事務局であたって確定をして、できるだけ早く皆さん方にもお知らせをするということで御理解をいただきたいというふうに思います。

そこで視察の事項と行政視察の先ですね。そこについていろいろ御議論いただきたいというふうに思いますが、この前から同じ13日にもいろいろ三重県とか、津市が何がいいとかいろいろ出ておりましたが、まったく結論は出ておりませんでしたので、今日改めて決定をしたいと思っております。行き先と調査事項ですね。したがって調査事項については、まず乗合タクシー、それから公共施設の複合化、学習支援、学校教育におけるICT、今、所管事務調査で学習を深めていただきましたけれども、この項目をベースにおいて4点、それから事務局でいろいろ御心配もいただいておりますが、これでいけば2泊3日の場合に1か所ちょっと足りないようなものも出てくると。例えば、1日目に朝から出まして午後からしか視察はできませんですね。例えば乗合タクシーをどっかでしたとします。そうしますと公共施設の複合化が翌日の午前中。そうすると学習支援とか学校教育を含めた教育分野を午後からするとしますね。そうしますと最終日の1日が空白になるんですね。普通は午前中に研修をして夕方帰って来るのが通例です。そうしますと1項目足りないわけですね。したがって今日、皆さん方の意見でみんなで協議をして決定をして、研修事項を決めていただければ、事務局でそういうテーマに沿って、研修先を見つけると。あるいは皆さん方からこういう事項について、新たに出していただいて、こういう所にそういうものがありますよというものがあれば、それを出していただければ、あたる必要も無いわけですので、基本的には議員で決めると。事務局にもう

任せるといふんじゃなくして、そういうことで1点だけは追加でみんなで協議をいただいて、それでまずこの視察事項の項目の4点については、これで決定したいというふうに思いますが、いいですかね。乗合タクシー、公共施設の複合化、学習支援とICTですね。この4点でまずやるというのが、確認をしたいと思います。

異議無いですか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○委員長(岩永政則委員)

いいでしょうか。今からコミュニティ乗合タクシーなら乗合タクシーからですね、どこをしていくのかということから決めていきたいというふうに思います。この前から話が議員の皆さんが出ておったのが、コミュニティ乗合タクシーについて、三重県の津市、津市ですね。ここが出てましたね。非常にいいようだといいこと出ておりましたので、三重県津市ですね。それと学習支援は、これは堤さんからでしたかね、三重県の鈴鹿市、これはどなただったかな。金子さんから出ておりましたかね。学習支援。出ておったものを私が言いますので、三重県の鈴鹿ですね。それから地域と学校支援等については、堤さんから岐阜県の関市言いましたかね。言うたでしょう。学習、地域と学校の連携事業、連携事業というのは学習支援のことですね。これは岐阜県関市ということ出ておったようでした。それと愛知県の間違いだったら言うてくださいよ。愛知県の春日井市が地域と学校の連携事業ということで、ちょっと耳にしておりました。それから学校教育におけるICTは何も出ておりません。それと公共施設の複合化については、愛知県の半田市これは誰が言いましたかね、金子さん。今ですね、その程度出ておるんですね。所管から聞いてですか。そうですね。それはまた事務局を含めて、一応その基本的には、我々議員で一応決めると。いろんな情報を得ながらですね。それで最終的には、また、相手方もあるわけですからまた、日にちもありますので、これ事務局と一体となって、さらに情報を得ながら今言われるようなものも入れながら、どこがいいかですね、そのあたりで最終確定は委員長、副委員長にお任せをいただければありがたいなど。だから今日は時間が45分ぐらいには終わりたいというふうに思っておりますので、どんどん出していただいて、今までこの前の委員会からかなり時間がたってますので、それぞれの調査を検討していただいた面があると思いますので、一応そういうことで検討されてきた人があれば出していただければと。

堤委員。

#### ○委員(堤理志委員)

調査事項ということで、ちょっと私、前回決めたときに言いそびれたというか、しまったなと思ったのが、学校教育の中で確か施政方針の中でイングリッシュアドベンチャーということで、中学生1年生を丸1日英語漬けにして、英会話に慣れ親しむようにやっていきたいというような話がありまして、そういうことであれば先進地があれば、そういうふうな事をしてどういった効果が出てくるのかというのが、どこかもしあれば結

構なんですけども、項目が挙げられればなというふうになんて感じたとこです。

○委員長（岩永政則委員）

しばらく休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは最終的に視察項目並びに視察地について、1つは乗合タクシー、コミュニティバス、これは三重県の津市、それから2点目の公共施設の複合化については、愛知県の半田市、それから学習支援については三重県の鈴鹿市、それから学校教育についてとして、ICTの活用の状況とイングリッシュアドベンチャーですね、これについても含めて学校教育の支援についてということの4点に絞って、もう1か所ですね、箇所的には、乗合タクシー、コミュニティバスについて、別途最終日に午前中に入れ込むようなそういう日程を含めて相手方と事務局であたるということにいたしたいということで、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。そういうことで。

○委員（浦川圭一委員）

今そしたらこの3つはもう行き先まで決定ですね。

○委員長（岩永政則委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

委員会を開会します。最終的に申し上げますが、もう1回言います。乗合タクシー、コミュニティバスについては三重県の津市あるいはその伊賀市ですね、そういうことを含めてあたらせていただきたいと思います。公共施設の複合化については愛知県半田市ですね、それから学習支援については三重県の鈴鹿市、それから学校教育について、ICTとイングリッシュアドベンチャーこれを含めて4点目ですね、そういう形で愛知県の小牧市、そのあたりであたらせていただくということで異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃ、以上のように決定をさせていただきます。今、申し上げたようなことでこれを基本にしまして、今後、事務局で先方と協議をしてみたいと思います。いろんなことにつきましても、細部につきましても、委員長、副委員長に御一任をいただきたいということで、以上で行政視察についての協議を終了させていただきたいと思います。これをもちまして本日の総務文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（閉会 11時58分）

委員長